

5 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(内閣府、総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額については、平成22年度の水準を実質的に下回らないよう確保することはもとより、本県を始め、急激な税収減に直面している地方財政の窮状を踏まえ、地方交付税の増額など、セーフティネットとしての地方財政措置の大幅な拡充を図ること。
- (2) 地方財政措置の拡充に際しては、臨時財政対策債のウェイトを過度に高めるのではなく、法定率の引き上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) 地方法人特別税については、早期に地方税として元に復すこと。
- (4) 社会保障と税の一体改革を行うにあたっては、国・地方を通じて安定的に運営できる社会保障制度のあるべき姿を示した上で、地方の役割を踏まえた税制改正を行うこと。

(背景)

「財政運営戦略」(平成22年6月閣議決定)において、国が、地方財政の自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないことや、交付団体はじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、中期財政フレームの期間中(平成23～25年度)平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することなどが明記された。

本県では、県税収入の大幅な回復を見込むことができない一方で、義務的経費が確実に増加することから平成23年度も引き続き極めて厳しい財政状況が続くこととなる。

こうしたことから、引き続き税収減のセーフティネットとしての地方財政措置の確保は極めて重要である。平成23年度地方財政計画において、平成22年度と同水準の地方一般財源総額が確保され、その中で地方交付税が別枠加算を含め0.5兆円増額されたが、一方で臨時財政対策債は1.5兆円減額され、地方財政全体では、1.0兆円の減額となった。

本県は、平成22年度の臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が大きくなっており、県債残高の大幅な増加の要因となっている。問題を抜本的に解決するためには、国税5税の法定率の引き上げなどにより地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の

一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものとして、本県は、その導入時から強く反対してきた。

社会保障と税の一体改革を行うにあたって、消費税の増税分を全て基礎年金、老人医療、介護の財源に充てる国の消費税の不足だけに焦点をあてる議論がある。しかし、広く国民に負担を求めるからには、地方が負担する子育て、医療、障害者福祉なども含めた全世代に係る社会保障制度も対象に含めることが適切であり、国と地方で社会保障制度や配分のあり方について十分議論し、国・地方を通じて安定的に運営できる社会保障制度のあるべき姿を示した上で、地方の役割を踏まえた税制改正を行うことが不可欠である。

(参 考)

1 地財計画と愛知県の税収の比較

(単位：億円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	伸び率 (%) H23 / H20
地財計画道府県税 (うち法人二税)	188,403 (69,237)	154,218 (37,916)	129,226 (22,274)	134,952 (27,707)	28.4 (60.0)
愛知県県税当初予算 (うち法人二税)	13,600 (5,598)	9,680 (1,981)	8,666 (1,623)	8,828 (1,964)	35.1 (64.9)

20年度から約5,000億円の減収

2 愛知県の県債残高の推移

